

1400万人の思いをつなぎ いのちを守る

写真:被災された方の手を取る救護班(令和6年能登半島地震)



ひらく
← 皆さまの安心・安全な未来のために →
ひらく

赤十字活動資金に ご協力をお願いします

皆さまからご支援いただいた活動資金の流れ



お住まいの地域でのご協力



区・市役所などで取りまとめ



日本赤十字社東京都支部が受け取り



1400万人の思いをつなぎ

だれかを思う皆さまの温かいご支援は、

皆さまの思い



ひとり暮らしの高齢者を
支援してほしい

地域の輪をつなぎます

東久留米市赤十字奉仕団の活動を例に



ポッチャで交流

旅行で交流

おひとり住まいの高齢者を対象に、奉仕団が交流の場を作っています。家族と離れて暮らしている方、遠方から市内に引っ越してきた方など参加者の暮らしは様々ですが、バス旅行やスポーツのポッチャを通じて、交流を深めています。イベントを通じて「外に出るきっかけになった」「友人ができて嬉しい」など前向きな感想が寄せられ、地域に戻ってから声を掛け合う仲になっています。

誰かのためにお役に
立てる幸せを感じて



東久留米市に移り住んで40年以上となりますが、転勤で越してきた当時は、知り合いもいませんでした。年齢を重ねて、地域のために何かしたいと思い、奉仕団に入り、活動を始めて20年以上が経ちました。ポッチャや旅行の活動では、ひとり暮らしの参加者から交流を楽しみ声が多く聞かれます。足腰に不安のあった方が、杖をつかずに外出できたことが特に印象に残っています。「誰かのためになにかお役に立てる幸せ」が、私たちの心の癒しにもなっています。これからも楽しみながら続けていきたいです。

東久留米市赤十字奉仕団 委員長 宮原 様

皆さまの思い



病気やケガを防ぎたい
苦しんでいる人を助きたい

知識と技術でいのちを つなぎます



講習会の開催

夏の水難事故防止

緊急時や災害時にいのちを救うための方法を伝える「救急法」の講習をはじめ、子どもたちやお年寄りが健やかな毎日を送るための知識と技術を広める「幼児安全法」・「健康生活支援講習」を行っています。夏には溺水による水の事故が増えることから、学校のプールや河川で水に親しみながら事故防止について学ぶ「水上安全法」の講習も展開しています。

赤十字の講習は
「いのちを救う」第一歩



私は、幼い頃に小児喘息を患い、緊急搬送に。周りの大人たちの対応のおかげで一命をとりとめました。具合が悪い人がいたら助けてあげたいという気持ちは誰にでもあります。それを具体的な方法で伝えているのが講習です。私のモットーは、受講者の記憶に残る分かりやすい伝え方をすること、自分にもできるんだ!と自信を持ってもらうことです。突然の救命の場面でも、受講者がとっさに行動に移せるように心がけています。「救命の正しい知識と技術が身につきました」という声を聞くと、学び合いが役に立ったなと思います。

赤十字講習ボランティア指導員 塚原 様

これらの思いをつなぐ活動は、皆さまからのご

いのちを守る



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

いのちを守る様々な活動につながっています

東京都支部



皆さまの思い

首都直下地震や
大雨への備えをすすめたい

災害に強い地域へと つながります



防災セミナー

毛布などの救護資機材の備蓄・
各地域への配備

災害時には、自分の身を守る行動(自助)と周りの人たちとの助け合い(共助)が大切です。防災セミナーでは、地域の特性を知り、いのちを守る方法を共に学ぶことができます。また、災害時の避難所で感じる、慣れない環境での負担を少しでも和らげられるよう、平時から緊急セット、安眠セット、毛布等の備蓄を行い、被災地にすぐにお届けできる体制を整えています。

防災セミナーでは 「地域と共に学ぶこと」 を大切に



赤十字の防災セミナーでは、災害に対する地域の強みや弱みを共に学び、考えを深め、自助・共助の力の向上を目指しています。一人ひとりがご家庭や地域で防災に触れる機会が増えていけば、自ずと「防災意識」と「備え」が高まっていくと信じています。令和6年能登半島地震の際には、「救護服を着た赤十字の方が来てくれて安心しました、遠いところまでありがとう。」という感謝の言葉をいただきました。1人でも多くの「いのちを守る」活動を心がけ、続けていきます。

日本赤十字社東京都支部 事業部 救護課 後藤



皆さまの思い

災害が発生したとき、
被災された方々を救ってほしい

被災地とあなたの思いを つながります



チームで取り組む災害救護

昨年発生した能登半島地震のように、大きな災害が起きたとき、関係団体・自治体と連携しながら被災地に寄り添う支援活動を展開しています。

医療救護 避難所の巡回診療や救護所でのケガの処置など	赤十字ボランティア 救護物資の搬送、炊き出し、避難所運営支援など	給水衛生事業 断水地域への給水設備の提供	看護師派遣 被災医療機関への協力
保健衛生支援 感染症対策、行政職員へのケアなど	義援金受付 被災地の義援金配分委員会へ全額を送付	救護物資配布 避難生活に必要な資材を配布	こころのケア 被災された方の健康や悩みを伺う心理的支援

処置してもらえたのは ありがたかった



避難所では食生活も糖質ばかりで偏るし、ストレスもある。それでも赤十字の外科の先生に処置してもらえたのは幸運でありがたかった。輪島朝市の火災で自宅も何もかもなくて落ち込んでいたけれど、もう一度ゼロから頑張るしかない、頑張ってみようと思えそうです。

令和6年能登半島地震で被災された方(石川県輪島市)

ひらく



皆さまの安心・安全な未来のために



ひらく

※役職名等は令和6年度現在

寄付や地域の方々のご協力で実現しています



皆さまからのご寄付で、 支援を必要としている方々へ、このような備えを お届けすることができます

例えば...

3,000円のご寄付が

被災された方々へお配りする
安眠セット(1人分)に



避難所などで身体を休めるために必要な、キャンプマット、枕、アイマスクなどが揃っています。

例えば...

5,000円のご寄付が

被災された方々へお配りする
緊急セット(約4人分)に



マスク、ウェットティッシュ、ラジオ、懐中電灯、歯ブラシなど、避難先での生活にあると便利なアイテムが、一式収納されています。

赤十字活動資金へのご寄付は税制上の優遇措置が受けられます

寄付区分		措置の内容等
個人	特定寄付金	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた金額が、年間所得総額から控除されます。(都条例により個人住民税も税額から控除されます。)
	相続税にかかる寄付金	相続により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。 ※相続人が相続税に関する申告書を税務署長に提出する際に日本赤十字社の発行した「贈与された財産に係る証明書」を添付する必要があります。
法人	特定公益増進法人に対する寄付金	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。 ※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署や税理士にご確認ください。

●詳しくは当支部ホームページをご覧くださいか、東京都支部までお問合せください。

ご寄付 の方法

- 赤十字協賛委員が皆さまのご家庭を訪問する際にご寄付いただけます。
※赤十字協賛委員とは、赤十字が委嘱し、町会・自治会等を通じて活動資金の募集にご協力くださる方です。活動の際は、協賛委員バッジを着用しています。
- お近くの区役所・市役所や日本赤十字社の窓口でも、受け付けております。
- クレジットカード、口座振替、郵便振り込み、スマホアプリでのご寄付も受け付けております。
- 「遺言によるご寄付(遺贈)」や「相続財産のご寄付」、「ご香典のご寄付」も承っております。

物品寄付 もできます!

ご家庭に眠っている「お宝」を受付センターに送ると、
物品の査定金額が寄付になる仕組みです。

詳しくはこちら

赤十字 東京 物品寄付 [Q 検索](#)

送付先

〒156-0041 世田谷区大原2-23-17-1F
日本赤十字社宛お宝エイド (03-6265-7595)

ゆうパック着払いにて
お送りいただけます

▲「お宝エイド」は寄付される物品の受け取り代行をしております。送り先にご注意ください。

ご寄付いただける物品

- 未使用切手・未使用ハガキ
- 商品券・図書カード・テレカ・QUOカード
※いずれも未使用のみ
(図書カードNEXT、期限のない商品券等は受付不可)
- カメラ・レンズ
- 骨董品・絵画・美術品

- 貴金属・宝飾品・ブランド品
(バッグ、財布、アクセサリ、時計、食器等)
- 勲章・メダル・楽器
- ▲ パソコン、プリンター、衣類、着物、家電、家具、人形、一般食器、換金性の低いもの等は受付できません。
- ▲ 送付後のご返却には対応できません。

